

(平成24年7月19日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3件
厚生年金関係	3件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年7月12日は15万4,000円、同年12月21日は16万2,000円、18年7月12日は17万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和58年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月12日  
② 平成17年12月21日  
③ 平成18年7月12日

私の厚生年金保険料納付記録のうち、A社に係る賞与の記録が欠落している。

私が所持している預金通帳には、賞与が支払われたことが記載されているので、賞与が支給されている期間について、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、申立人から提出された賞与の入金が確認できる預金通帳及びA社が委託する会計事務所から提出された申立人に係る平成18年度分の社員別給与・賞与支給実績一覧表により、申立人は、当該期間において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間③の標準賞与額については、前述の社員別給与・賞与支給実績一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成18年7月12日は17万2,000円とすることが妥当である。

また、申立期間①及び②について、申立人は、賞与支給明細を保有していないが、申立人から提出された賞与の入金が確認できる預金通帳及び複数の同僚から提出された当該期間に係る賞与支給明細により、申立人は、当該期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる上、前述の同僚の賞与支給明細から算出された厚生年金保険料率等にて、申立人も同様に控除されていたと認められることから、申立人の預金通帳に記載されている賞与振込額を基に算出した額が、申立人の賞与の総支給額及び厚生年金保険料控除額と認められる。

したがって、申立期間①及び②の標準賞与額については、申立人から提出された賞与の入金が確認できる預金通帳及び同僚から提出された申立期間に係る賞与支給明細において確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、平成17年7月12日は15万4,000円、同年12月21日は16万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、申立期間において申立人と同様にA社から賞与を支給されたとする同僚も、それぞれの賞与に係る記録が無いことから、事業主は、前述の預金通帳及び社員別給与・賞与支給実績一覧表において確認又は推認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月17日は55万5,000円、17年7月12日は58万5,000円、同年12月21日は59万9,000円、18年7月12日は60万円、同年12月12日は58万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月17日  
② 平成17年7月12日  
③ 平成17年12月21日  
④ 平成18年7月12日  
⑤ 平成18年12月12日

私の厚生年金保険料納付記録のうち、A社に係る申立期間の賞与の記録が欠落している。

私が所持している預金通帳には、賞与が支払われたことが記載されているので、申立期間について、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間④及び⑤について、申立人から提出された賞与の入金が確認できる預金通帳及びA社が委託する会計事務所から提出された申立人に係る平成18年度分の社員別給与・賞与支給実績一覧表により、申立人は、当該期間において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付

が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間④及び⑤の標準賞与額については、前述の社員別給与・賞与支給実績一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成18年7月12日は60万円、同年12月12日は58万6,000円とすることが妥当である。

また、申立期間①から③までについて、申立人は、賞与支給明細を保有していないが、申立人から提出された賞与の入金が確認できる預金通帳及び複数の同僚から提出された当該期間に係る賞与支給明細により、申立人は、当該期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

したがって、申立期間①から③までの標準賞与額については、同僚から提出された申立期間に係る賞与支給明細に記載されている賞与額及び控除額から得られた厚生年金保険料率等を申立人の預金通帳に記載されている賞与振込額を基に算出した賞与の総支給額及び厚生年金保険料控除額から、平成15年12月17日は55万5,000円、17年7月12日は58万5,000円、同年12月21日は59万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、申立期間において申立人と同様にA社から賞与を支給されたとする同僚も、それぞれの賞与に係る記録が無いことから、事業主は、前述の預金通帳及び社員別給与・賞与支給実績一覧表において確認又は推認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①のA社B工場（現在は、A社）における資格喪失日に係る記録を昭和47年4月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人のA社における資格喪失日は、昭和49年3月11日であると認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年3月31日から同年4月1日まで  
② 昭和49年3月10日から同年3月11日まで

私は、昭和46年4月1日にA社に入社し、同社のグループ会社内での異動はあるものの、現在も継続して勤務している。

しかし、申立期間①及び②が未加入期間となっているので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人に係る雇用保険の加入記録及び複数の同僚の記憶により、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（A社B工場から同社本社に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日について、複数の同僚は、「グループ会社内では、従業員は1日付けで異動することが多かった。月末に異動することは考え難い。」旨を述べていることから、申立人のA社B工場における資格喪失日は、同社本社における資格取得日と同日の昭和47年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B工場におけ

る昭和47年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和47年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人に係る雇用保険の加入記録及び前述の複数の同僚の記憶により、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務（A社本社から同社B工場に異動）していたことが認められる。

また、前述のとおり、「グループ会社内では、従業員は1日付けで異動することが多かった。」との同僚の証言もあるものの、申立人は、「異動日は、月曜日である昭和49年3月11日であった。」と記憶している上、A社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、同社本社及び同社B工場において昭和49年3月に厚生年金保険被保険者資格を取得した者は申立人を含め5人確認できるが、これら5人全員が日にちに関係なく、月曜日に資格取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における被保険者資格喪失日は昭和49年3月11日であると認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。